

熊本地震におけるセーフティネット保証4号の認定について

福岡市においては中小企業信用保険法第2条第5項の規定により、経営の安定に支障をきたしている中小企業者を支援するためにセーフティネット保証制度の認定業務を行っていますが、熊本地震の影響を受けている九州の一部の地域がセーフティネット保証4号における指定地域（以下、「指定地域」という。）に指定されております。

指定地域で事業を行っており、**本店所在地（個人事業主は主たる事業所）が福岡市内にある事業者で下記の要件を満たす場合は、福岡市においても同保証制度の認定が可能**です。

1 認定要件

- ①本店登記場所（個人事業主は所得税確定申告書に記載のある事業所）が福岡市内であり、指定地域に事業所がある事業者において、指定地域の事業所における事業活動が事業全体売上高等の概ね20%以上を占めること。
 - ② 指定地域（注）において1年以上継続して事業を行っていること。
（注）指定地域（平成29年6月15日～平成29年9月14日）
熊本県（全域）、大分県（全域）、鹿児島県（出水市、指宿市）、長崎県（島原市、平戸市、雲仙市）
 - ③ 熊本地震の発生に起因して、当該地震の被害を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ※ 最近2カ月の売上高等の実績値とその翌月を含む3ヶ月間の見込み値で認定申請することも可能です。
※ 熊本地震に起因して経営に生じた影響、今後の事業見通しについて詳しくお聞きしますので、経営状況を把握している会社の方が申請にお越しく下さい

2 提出書類

- ① 法人（個人事業主の場合は個人）の実印（申請書には、実印の押印が必要）
 - ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書
 - ③ 売上高及び売上見込明細表（様式指定・事前に記載しておくこと）
 - ④ 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は直近の確定申告書の写し
 - ⑤ 指定地域において1年以上継続して事業を行っていることが分かる書類（営業許可証・建物の賃貸借契約書の写しなど（所在地を確認できること））
 - ⑥ 認定要件を満たす売上高等の減少が分かる書類（残高試算表、売上台帳など）
 - ⑦ 被災前の指定地域の事業所における売上高等の事業全体に占める割合が分かる書類（被災前の営業地区ごとの売上台帳など（平成28年3月の売上又は直近の決算における売上にて判断します。））
- ※ 認定申請書には、売上高等の減少が平成28年熊本地震によるものであることを明記することが必要です。

<参考> セーフティネット保証制度（第4号）の内容

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

（保証条件）

- ① 対象資金：経営安定化特別資金（特例枠）
 - ② 保証割合：100%保証
 - ③ 融資限度額：1億円
 - ④ 保証人：原則として個人は不要、法人は代表者
- ※ 福岡市外の設備に関する資金にはご利用できませんのでご注意ください。

（お問合わせ先）

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階
福岡市中小企業サポートセンター内（福岡市経済観光文化局中小企業振興部経営支援課）
Tel.092-441-2171 認定受付時間：平日 午前9：00～午後4：30